

さいたま市商店会の事業報告書および収支決算書に関する審査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要綱第6条第2項に規定する補助率等の決定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店会 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合又は一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の活動を行う中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合若しくは市長が適当と認める団体をいう。
- (2) 商店会事業報告書（以下「事業報告書」という。） 商店会の1事業年度内の共同事業等の活動を事業ごとに記載した書類で総会の議決を経たものをいう。
- (3) 商店会収支決算書（以下「収支決算書」という。） 商店会の1事業年度内の収入及び支出に係る決算内容をそれぞれ別に記載した書類で総会の議決を経たものをいう。

(事業報告書の要件)

第3条 前条第2号の事業報告書は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 商店会の定款又は規約に定める総会、役員会等について記載されていること。
- (2) 商店会が実施した共同事業等の活動がすべて記載されていること。
- (3) 共同事業等の活動を実施した日時、場所、内容等が記載されていること。
- (4) その他市長が必要と認める事項が記載されていること。

(収支決算書の要件)

第4条 第2条第3号の収支決算書は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 収入金額のうち市から交付を受けた補助金は、補助事業ごとに内訳が記載されていること。
- (2) 収入金額のうち市を除く他の団体から収納したものは、当該団体ごとに内訳が記載されていること。
- (3) 収入金額のうち共同事業等の活動に係る事業収入は、当該事業収入ごとに内訳が記載されていること。
- (4) 支出金額のうち第1号の補助事業に係る経費は、当該補助事業ごとに内訳が記載されていること。
- (5) 前号の補助事業に係る経費は、当該補助事業における補助対象経費の金額を超えていること。
- (6) その他市長が必要と認める事項が記載されていること。

(補助率の決定)

第5条 市長は、第3条に基づく事業報告書及び第4条に基づく収支決算書をそれぞれ審査し、要件を満たすと判断できる場合は、第1条にある補助率等について、補助対象経費が100万円以下のときは3分の1以内、補助対象経費が100万円を超えるときは4分の1以内で補助調整費8万3千円を加算する旨、決定をする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年度以後のさいたま市商店街活性化推進事業補助金について適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年4月1日以後のさいたま市商店街活性化推進事業補助金について適用する。